

沖縄振興の現状と課題

— 沖縄振興計画総点検結果 —

平成 22 年 8 月

内閣府沖縄担当部局

目 次

はじめに	1
I 沖縄振興計画の性格と役割	2
II 沖縄の経済社会の現状	
(1) 復帰以後の沖縄の経済成長の軌跡	3
(2) 現行計画策定後の経済社会情勢の変化	3
(3) 現行計画のフレームの現状と分析	4
III 沖縄振興計画における実績と課題	
(1) 自立型経済の構築に向けた産業の振興	10
(2) 雇用の安定と職業能力の開発	53
(3) 科学技術の振興と国際交流・協力の推進	59
(4) 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成	63
(5) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保	75
(6) 多様な人材の育成と文化の振興	82
(7) 持続的発展を支える基盤づくり	86
(8) 離島・過疎地域の活性化による地域づくり	97
(9) 駐留軍用地跡地の利用の促進等	106
IV 圏域別振興の実績と課題	
(1) 北部圏域	109
(2) 中部圏域	117
(3) 南部圏域	124
(4) 宮古圏域	134
(5) 八重山圏域	140
V 今後の沖縄振興のあり方検討に向けた主な論点	
(1) 現行沖縄振興計画による沖縄振興の総合評価	147
(2) 今後の沖縄振興のあり方検討に係る主要な論点	149

はじめに

沖縄振興計画は、平成 14 年 7 月、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄県知事により案が作成され、内閣総理大臣により決定された。

同計画は、平成 14 年度から 23 年度までの 10 か年を計画期間とし、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和で安らぎと活力のある沖縄県を実現することを目標としている。

このたび、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画の期限まで、残り 2 年を切ったことを踏まえ、今後の沖縄振興のあり方を検討していく必要があることから、本報告書では、国として、計画のフレーム及び計画に盛り込まれている諸施策、諸事業の現状・実績について把握・検証を行い、それを踏まえた課題を整理する。

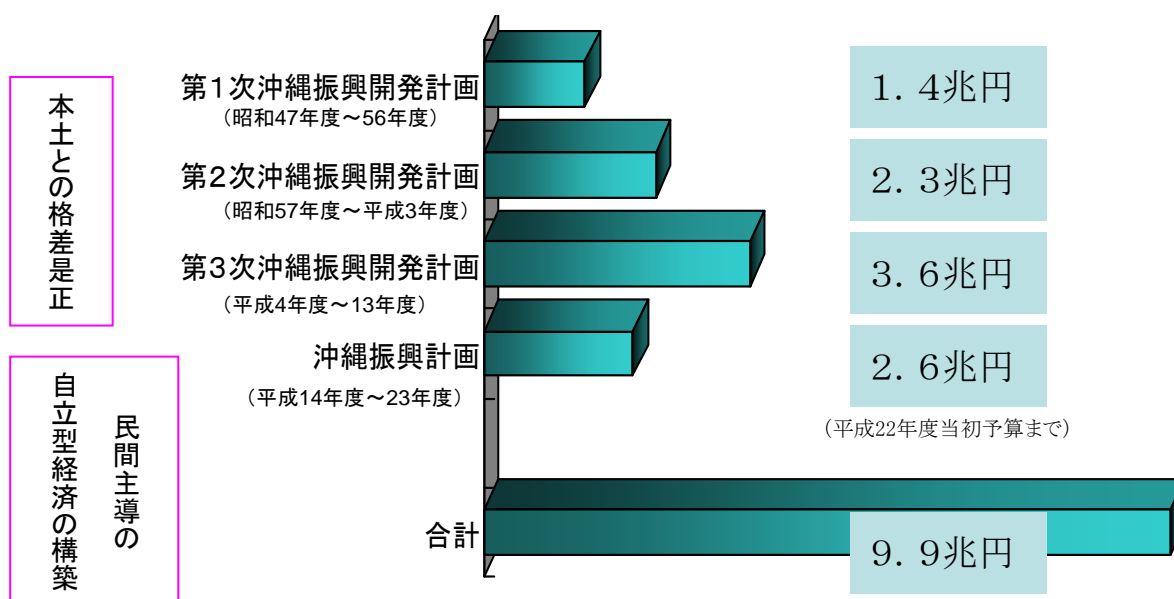
I 沖縄振興計画の性格と役割

沖縄振興計画は、沖縄振興のマスタープランとして、沖縄の振興を図る上で、優先的に進めていくべきものを掲げるものである。

沖縄振興計画については、沖縄の特殊事情のもと、国の責務において取り組むべき課題が多いことから、内閣総理大臣により決定されている。一方で、沖縄振興計画に基づく事業については、地方公共団体の担当する分野が多く、沖縄県全体との関係を考慮しつつ策定される必要があり、また、地方自治の尊重という観点からも、その原案は沖縄県知事が策定している。

本計画に基づき、平成14年度から22年度（当初予算）までに、内閣府に一括計上される沖縄振興予算として、合計2.6兆円が計上され（復帰当時の累計では9.9兆円）、自立型経済の構築に向けた取組や社会資本整備などを中心とした沖縄振興が推進されている。

（表1）各沖縄振興（開発）計画における内閣府沖縄担当部局予算額



出典：内閣府資料

II 沖縄の経済社会の現状

(1) 復帰以後の沖縄の経済成長の軌跡

沖縄の本土復帰以降、第1次から第3次までの沖縄振興開発計画及び現行の沖縄振興計画を通じて、「本土との格差是正」、「民間主導の自立的経済の構築」等を目指し、社会資本の整備をはじめとして様々な取組が進められ、各分野で本土との格差も次第に縮小するなど着実な成果を上げてきた。また、産業の振興においては、製造業の分野での進展がはかばかしくない一方、観光・リゾート産業が、沖縄県の地域特性を生かすリーディング産業として長年にわたり規模的な拡大を続けているほか、情報通信技術の進展に伴い、情報通信関連産業も観光・リゾート産業に続くリーディング産業として企業の立地が進みつつある。

こうした中で、沖縄県の県内総生産（名目）は、昭和47年度（4,459億円）と比較し、平成19年度には、8.2倍（3兆6,620億円）になっている（同期間の全国¹の伸びは5.4倍）。また、県民所得は、昭和47年度（4,060億円）と比較し、平成19年度には、6.9倍（2兆8,139億円）になっている（同期間の全国の伸びは、5.0倍）。このように、沖縄県の経済は、全国と比べても堅調な成長を遂げている。

なお、沖縄県においては人口の伸びも顕著であり、県民所得（名目）を総人口で除した指標である「一人当たり県民所得」については、その伸び率は全国を上回るものの、相対的には依然全国最下位にとどまっている。

(2) 現行計画策定後の経済社会情勢の変化

我が国の経済は、平成14年1月期を「景気の谷」として、景気回復局面が続く、「沖縄ブーム」ともあいまって、観光客数の増大等、沖縄経済に対しても好影響を与えていたが、その後平成20年秋のリーマンショックを発端とした世界同時不況の影響が、沖縄県の観光をはじめとする産業にも及んでいる。

また、この間、地球規模で国境や国の枠組みを超えた情報・資金・人・モノの流動が爆発的に増大し、地域間の相互依存の高まりが加速する中で、中国をはじめとするアジア地域が急速に成長しており、アジア・太平洋地域との結節点に位置し、同地域の社会経済及び文化の発展への寄与を目指す沖縄にとっても大きな

¹ 全国については、「県民経済計算」の全県計を基に算出している。

チャンスとなっている。

同時に地球温暖化をはじめとする環境問題がクローズアップされる中で、循環型社会の構築や自然環境の保全・再生等への取組が喫緊の課題となっている。

一方、「国から地方へ」の考え方のもと、いわゆる三位一体の改革が行われるとともに、高度化・多様化する住民のニーズに対応するための市町村合併が進められ、沖縄県においても、平成 12 年の 53 市町村が 21 年時点で 41 市町村となっている。さらに、近時、一括交付金導入や道州制など、地域主権改革に向け、国・地方のあり方について様々な議論が行われている状況にある。

我が国では、高齢化が急速に進行していることに加え、平成 17 年の人口動態統計において、現在の方式で統計をとり始めた明治 32 年以降初めて自然減となり、人口減少社会に入っているが、沖縄県では、引き続き増加し、2025 年頃にピークを迎え、それ以降は人口減少社会となることが見込まれる。

また、沖縄に集中する米軍施設・区域については、平成 18 年 5 月の日米安全保障協議委員会で承認された「再編の実施のための日米ロードマップ」において、嘉手納飛行場以南の 6 施設の返還について、検討することが盛り込まれた。さらに、平成 22 年 5 月の同委員会の共同発表において、嘉手納以南の施設・区域の返還が、「再編の実施のための日米ロードマップ」に従って着実に実施されることが確認され、加えて、キャンプ瑞慶覧の「インダストリアル・コリドー」及び牧港補給地区の一部が早期返還における優先分野であることが決定されるとともに、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除が決定された。

(3) 現行計画のフレームの現状と分析

平成 21 年における沖縄県の総人口は、約 138 万人であり、沖縄振興計画の目標年次（23 年）における想定値である 139 万人を超える水準に達しつつある。

労働力人口については、平成 21 年で 66.7 万人と、12 年の 63 万人から増加している。また、就業者総数についても、平成 21 年で 61.7 万人と、12 年の 58 万人から増加している。このように、就業者総数と労働力人口がともに増加していることもあり、完全失業率については、平成 12 年の 7.9%から平成 21 年には 7.5%と、若干の改善にとどまっている。

就業意欲の高まりや人口増加等により緩やかに上昇すると見込まれていた労

働力率²は想定に反して低下している。特に男性の働力率低下が顕著であり、72.8%（平成12年）から69.4%（21年）に減少している一方、女性は微増しており、46.8%（平成12年）から49.1%（21年）となっている。

就業者の産業別構成は、平成21年において、第一次産業6.0%、第二次産業16.1%、第三次産業77.9%となっており、第三次産業の増加傾向が続いている。

県内総生産については、産業分野毎に見込んだ伸びをベースに、平成23年度県内総生産（実質）4兆5千億円、一人当たり県民所得270万円（実質）を想定しているが、平成19年度において名目値で約3兆7千億円、実質値で約3兆9千億円となっており、伸び悩んでいる。

一人当たり県民所得（名目）は、平成19年度において205万円であり、12年度の210万円から減少している。これは、景気等の影響のほか、全国を上回る人口の伸びなどが理由として考えられる。

（表2）沖縄振興計画のフレームとその現状

フレーム	基準年次(平成12年(度))	現状(※1)	目標年次(平成23年(度))
総人口	132万人	138万人	約139万人程度
働力人口	63万人	66.7万人	約70万人
就業者総数	58万人	61.7万人	約67万人
就業者の産業別構成	第一次産業 7% 第二次産業 19% 第三次産業 74%	第一次産業 6% 第二次産業 16% 第三次産業 78%	第一次産業 5% 第二次産業 18% 第三次産業 77%
県内総生産	3兆5千億円	約3兆7千億円	—
	3兆4千億円	約3兆9千億円	約4兆5千億円
一人当たり県民所得※2	210万円	205万円	—
	218万円	—	270万円を超える

※1 総人口については総務省「国勢調査」、「人口推計（平成21年10月1日現在）」、働力人口、就業者総数は、沖縄県「働力調査」、県内総生産及び一人当たり県民所得は、内閣府「平成19年度県民経済計算」による。

※2 県内総生産及び一人当たり県民所得の上段は名目値、下段は沖縄振興計画におけるフレームの数値（平成12年度価格）。

² 働力率：「15歳以上人口」に占める「働力人口」の割合＝「働力人口」÷「15歳以上人口」×100

【参考】

(人口)

沖縄が本土復帰した昭和 47 年に 97 万人³であった沖縄県の人口は、現行計画開始時の平成 14 年には 133.6 万人、21 年には 138.2 万人となっている。

昭和 47 年から平成 21 年までの人口増加率は約 42.5%であるが、全国の総人口の伸び率約 18.5%より 24 ポイント高い。

(表 3) 人口の比較 (各年 10 月 1 日現在)

	沖縄 (千人)	伸び率 (※2)	全国 (千人)	伸び率 (※2)
昭和 47 年	970 (38 位)	+42.5%	107,595	+18.5%
平成 21 年	1,382 (30 位)		127,510	

出典：総務省「人口推計」より作成

人口構成を年齢区分別に見ると、21 年には、年少人口の割合は 17.7%、生産年齢人口は 64.8%、老年人口は 17.5%となっており、年少人口の割合は全国平均より大きくなっているが、沖縄県においても人口構造の高齢化が進行している。

(表 4) 年齢 3 区分別人口割合 (平成 21 年 10 月 1 日現在)

	年少人口	生産年齢人口	老年人口
沖縄	17.7%	64.8%	17.5%
全国	13.3%	63.9%	22.7%

出典：総務省「人口推計 (平成 21 年 10 月 1 日現在)」

(労働力・雇用情勢)

完全失業率については、昭和 47 年以降年々上昇し、海洋博終了後の昭和 52 年には 6.8%と全国の 2.0%の 3.4 倍となった。その後は、増減を繰り返しながら、低下傾向で推移し、平成 2 年には 3.9%と 17 年ぶりに 4%を下回

³ 総務省統計局推計。沖縄県推計によれば 96 万人となっている。

った。しかし、その後の長引く不況を反映し、再び悪化傾向で推移し、13年には8.4%と本土復帰以降最悪になったが、その後、若干改善し、近年は7%台で推移している。就業者数については、昭和47年の364千人から平成21年には617千人と69.5%増加している(同期間の全国の伸び率は22.6%)。

(県内総生産、県民所得)

沖縄が本土復帰した昭和47年度の県内総生産(名目)は4,459億円から36,620億円(平成19年度)に8.2倍になっている(同期間の全国は5.4倍)。

(表5) 県内総生産の伸び

	沖縄(億円)	伸び率(※2)	全国(※3)(億円)	伸び率(※2)
昭和47年度	4,459※1	8.2倍	963,873	5.4倍
平成19年度	36,620		5,202,915	

出典：内閣府「県民経済計算」

※1 昭和47年度の沖縄県の県内総生産は沖縄県推計では4,592億円。

※2 伸び率については、昭和47年度と平成19年度の計数に係る基準年及び推計方法が異なるため参考値。

※3 全国については、「県民経済計算」の全県計で表している。

これを産業別に見ると、第1次産業665億円、第2次産業4,434億円、第3次産業3兆2,987億円であり、構成比は順に1.7%、11.6%、86.6%となっている。昭和47年度と比較すると、第2次産業(昭和47年度22.0%)は大幅に割合が低下している一方で、第3次産業(昭和47年度70.7%)は、割合を大きく高めている。なお、第2次産業のうち製造業については、9.5%(昭和47年度)から4.3%(平成19年度)へと割合が小さくなっている。

(表6) 産業別構成比

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
沖縄(19年度)	1.7%	11.6%	86.6%
全国(19年度)	1.1%	25.3%	73.6%

出典：内閣府「県民経済計算」

県民所得は、昭和 47 年度の 4,060 億円から、平成 19 年度には、6.9 倍の 2 兆 8,139 億円になっており、都道府県別では第 2 位の高い伸び率を示している（全国は 5.0 倍）。一人当たり県民所得についても、4.9 倍と全国 4.2 倍を上回る高い伸びを示しているが、相対的には、依然として全国最下位となっている。

（表 7）県民所得の比較

	沖縄（百万円）	伸び率（※1）	全国（※2）（百万円）	伸び率（※1）
昭和 47 年度	405,997(45 位)	6.9 倍	77,553,379	5.0 倍
平成 19 年度	2,813,932(36 位)	(全国 2 位)	390,871,161	

出典：内閣府「県民経済計算」

※1 伸び率については、昭和 47 年度と平成 19 年度の計数に係る基準年及び推計方法が異なるため参考値。

※2 全国については、「県民経済計算」の全県計で表している。

（表 8）一人当たり県民所得

	沖縄（千円）	伸び率（※1）	全国（※2）（千円）	伸び率（※1）
昭和 47 年度	418.6(47 位)	4.9 倍	720.8	4.2 倍
平成 19 年度	2,049 (47 位)	(全国 6 位)	3,059	

出典：内閣府「県民経済計算」

※1 伸び率については、昭和 47 年度と平成 19 年度の計数に係る基準年及び推計方法が異なるため参考値。

※2 全国については、「県民経済計算」の全県計で表している。

（軍関係受取）

軍関係受取については、総額では復帰当時の 3 倍弱程度に増加しているが、県民総所得に占める割合は、沖縄県経済が成長する中で、昭和 47 年度の 15.5% から平成 19 年度の 5.3% に、大きく減少している。

(表9) 県民総所得に占める軍関係受取

年度	①県民総所得(億円)	②軍関係受取(億円)	②/①(%)
昭和47年度	5,013	777	15.5%
平成13年度	37,951	2,005	5.3%
平成19年度	39,379	2,088	5.3%

出典：沖縄県「県民経済計算」

Ⅲ 沖縄振興計画における実績と課題

1 自立型経済の構築に向けた産業の振興

① 質の高い観光・リゾート地の形成

現行計画期間中、沖縄県への入域観光客数は、平成 13 年の 443 万人から 20 年に 605 万人と過去最高を記録した。その後の世界同時不況の影響を受けて 21 年には 565 万人と落ち込みを見せているものの、沖縄観光は長年にわたり規模的な拡大を続けてきた。

他方、沖縄県における観光客一人当たりの県内消費額は、72 千円（平成 20 年）と計画策定時に比べ低下しており、平均滞在日数も 3.71 日（平成 20 年度）と頭打ちの状況にある。その結果、観光客数の増加に比して全体の観光収入が伸び悩んでいる。また、外国人観光客数については、平成 13 年の 19.1 万人から SARS の影響などにより、一時大きく落ち込んだ後、平成 20 年には 25 万人と若干増加しているが、なお全体に占める割合は小さい。

こうした中で、入域観光客数の増加という規模的な拡大のみならず、一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加に向けた観光産業の高付加価値化が課題となっている。そこで、外国人観光客の誘客、観光と環境の調和、文化資源などを活用した新たな観光資源の創出や、そうした取組を支える人材の育成などについての取組を強化していく必要がある。

(表 10) 観光関係の指標の状況

	平成 13 年	実績	目標 (平成 23 年)
入域観光客数 (暦年)	443 万人	565 万人 (H21)	720 万人
うち外国客 (暦年)	19.1 万人	23 万人 (H21)	60 万人
一人当たり県内消費額 (暦年)	76 千円 ※1	72 千円 (H20)	84 千円
平均滞在日数 (年度)	3.66 日	3.78 日 (H21)	4.18 日
観光収入 (名目値) (暦年)	3,782 億円※1	4,365 億円 (H20)	6,048 億円

出典：沖縄県観光商工部観光企画課「観光要覧」

※1 平成 13 年の一人当たり県内消費額及び観光収入は遡及修正前の値。

※2 目標は第 3 次観光振興計画（沖縄県策定）の目標値

※3 入域観光客数の目標値は、第 3 次計画策定時に当初設定の 650 万人から引き上げ。

個々の取組の現状と課題については、以下のとおりである。

【現状と実績】

(国際的海洋性リゾート地の形成)

国際的海洋性リゾート地の形成に向けて、ハード・ソフト両面の基盤づくりが進められている。平成 16 年には、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄型特定免税店の空港外施設（那覇市おもろまち）のほか、民間の大型商業施設が開業し、「リゾートショッピング」という新たな魅力が加わった。また、沖縄振興開発金融公庫において観光振興地域制度等に対応した貸付制度を整備するとともに、リゾート施設や商業施設、観光に不可欠な基礎的インフラ等に対する長期・低利の融資（平成 14～20 年度の融資実績は 1,854 件・約 747 億円）を行うなど、観光振興施策に対する民間投資の側面からの支援等により、宿泊施設客室数は 12 年の 23,781 室から 20 年の 35,005 室まで増加している。

その一方で、観光振興地域制度（税制優遇措置）を活用した特定民間関連施設⁴の整備・集積促進は 5 施設⁵にとどまっている。

国営沖縄記念公園の海洋博覧会地区においては、平成 14 年度に沖縄美ら海水族館が開館し、平成 21 年度末に累計入館者数が 2,000 万人に達した。また、首里城地区においては、15 年度に「京の内」を供用し、琉球庭園「書院・鎖之間庭園」を 20 年度に復元するなど整備を推進した結果、入園者数が 13 年度の約 342 万人から 21 年度の約 550 万人に大きく増加している。

さらに、観光施設等へのアクセス向上に資する道路ネットワークの整備や景観や周辺環境に配慮した公共インフラの整備、無電柱化等良好な景観形成に向けた取組が進められている。

(国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進)

健康保養の場の形成に向け、官民が連携し、ダイビング、ビーチウォーキング、スパ等の健康増進効果に関するデータの収集・分析や健康増進・高齢者保

⁴ スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設（政令の要件に該当し、内閣総理大臣が指定するもの）（沖縄振興特別措置法第 16 条）。

⁵ 観光振興地域内の観光関連施設は、39 施設。そのうち公共施設は 29、民間施設は 10 となっている（平成 21 年 4 月現在）。

養に関するモデル事業を実施した結果、健康保養型の旅行商品の開発が進められてきた。また、ホテルの一機能としてエステティックやスパの施設整備が進み⁶、それを主目的とする観光客もみられるなど、「エステティック&スパ」先進地の評価が浸透しつつある。

環境に配慮した観光の推進については、観光客の増加による自然環境をはじめとした観光資源への影響を考慮し、観光地受入容量の定量化手法の研究等が進められた。また、沖縄県内の各地域において、自然環境の保全に係るルールの策定や体制構築、環境配慮型施設整備の普及を目的としたモデル事業が実施⁷されるとともに、エコツーリズム関係の協議体の組織化が進む中で、慶良間地域ではエコツーリズム推進法（平成 20 年 4 月施行）に基づくエコツーリズム推進全体構想の作成及び国への認定申請を準備中である⁸。なお、エコツアーの際の事前学習の場として、野生生物保護センター等の施設が活用されている。

世界遺産周辺整備については、世界遺産を活用した地域づくりを行う県内 5 市町村において、観光振興と地域の活性化を図るため、駐車場整備や案内板設置等の整備を実施（平成 14 年度～18 年度）しており、訪問者数も一部を除き、着実に増加している⁹。

さらに、沖縄の特性を生かした滞在型・参加型観光を促進し、地域の活性化を図るため、市町村が行う体験滞在プログラムの作成、インストラクターの研修、体験提供施設の整備に対して支援を行っている。

（コンベンション・アイランドの形成）

沖縄県を中心に、国際会議、スポーツキャンプ等の誘致を促進するとともに、リゾートウエディング、リゾートショッピングなど、新たな沖縄観光の魅力に関するプロモーションを展開している。その結果、スポーツコンベンションは 157 件（平成 13 年度）から 327 件（20 年度）、コンベンションは 587 件（13 年度）から 637 件（21 年）に、リゾートウエディングは 1,100 件（13 年）から 8046

⁶ 沖縄総合事務局の調査によると、スパ施設を併設するホテル又は客室にエステティックサービスを提供している施設は、2000 年以降増加しており、平成 20 年 3 月時点で 59 件となっている。

⁷ 西表島仲間川、ヒナイ川、石垣島白保、国頭村比地大滝、東村慶佐次、大宜味村玉辻山、慶良間海域等

⁸ 平成 20 年 10 月に渡嘉敷村及び座間味村においてエコツーリズム推進協議会が設立された。認定後にダイバーの立入り規制等の保全措置を実施予定。

⁹ 平成 13 年と平成 20 年の比較で、今帰仁城跡 231 千人→289 千人、勝連城跡 54 千人→94 千人、斎場御嶽 84 千人→211 千人。

件（21年）に増加するなど、一定の成果を上げている。

国際会議の誘致については、平成12年の九州・沖縄サミットの開催以降も、「太平洋・島サミット（15年、18年）」や「米州開発銀行年次総会（17年）」、「G8 科学技術大臣会合（20年）」をはじめ、多くの国際会議が沖縄で開催されてきた¹⁰。平成22年には「APEC 電気通信・情報産業大臣会合」の沖縄開催が決定するなど、国際会議等開催の実績とノウハウも着実に蓄積してきている。

また、国等の事業により、コンベンションセンターで使用される展示会やセミナー向けのイベント管理システムの共通基盤化等、情報通信技術を活用した観光事業強化の取組も行われた。

（国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化）

外国人観光客の受入れ促進に向けて、多言語表記の観光案内板の導入を進める一方で、県内事業者を対象に接遇セミナー等を行い、受入体制の整備を図っている。しかしながら、現状は25万人（平成20年）と県の目標（平成23年）である60万人と乖離が大きく、また内訳も、近隣の台湾からの観光客が占める比重が大きい。

（表11）国・地域別外国人延べ宿泊者数構成比（平成21年）

	1位	2位	3位	4位	5位
全国	台湾(14.4%)	中国(14.1%)	米国(12.7%)	韓国(11.9%)	香港(8.6%)
沖縄	台湾(30%)	香港(24%)	米国(18%)	韓国(9%)	中国(8%)

出典：平成21年版観光白書

情報発信については、沖縄観光共通プラットフォーム構築事業によって沖縄観光情報サイト「真南風プラス」（22年に「おきなわ物語」に改称）の構築を行った結果、観光情報アクセス件数¹¹が増加する等情報発信に一定の効果が見られる。

¹⁰ 「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について」（平成12年6月閣議了解）にのっとり、各省庁連絡会議を開催するなど、政府として所要の支援を実施している。平成12年度に県内で開催された国際会議の件数は、32であったのに対し、20年度は52。

¹¹ 現行計画中に観光情報アクセス件数（真南風プラス）は、3万件/月（平成13年）から35万件/月（平成20年）に増加。

観光人材の育成・確保については、沖縄観光をリードする経営者層及び将来の高度観光人材を育成するため、当該人材に必要とされる「観光経営マネジメント能力」やホスピタリティ等について習得できるような講習を実施しているほか、トップクラスの観光経営系大学院への留学を支援する取組が平成 21 年度から始まっている。また、観光ボランティア等を対象とした研修等を行った。また、平成 6 年度に名桜大学に観光産業学科が設置されたのに続き、17 年度には、琉球大学に観光科学科が設置¹²されるなど、県内大学等における観光関連の学科等の拡充強化が進んでいる。

アクセス条件の改善については、沖縄本島と沖縄以外の本邦地域との間の航空機を対象として、航空機燃料税等の軽減¹³を実施している。当該軽減措置の利用・適用は着実に増加しており、沖縄本島を往来する航空便の増強や旅客運賃の低減に貢献していることがうかがえる。さらに、沖縄自動車道については、沖縄特別振興対策事業費等を活用した割引を実施¹⁴したこともあり、利用伸び率は右肩上がりで、実施前の平成 10 年度に比較し、20 年度では交通量は倍増しており、観光客等の本島北部への移動の円滑化に大きな効果が伺える。那覇空港へのアクセスについては、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路等の道路ネットワークの整備が進められており、平成 13 年から 21 年にかけて、那覇空港から海洋博公園までの所要時間は、120 分から 107 分へと 13 分(▲11%)短縮、那覇空港から首里城公園までの所要時間は、31 分から 23 分に 8 分(▲26%)短縮するなど改善が見られる。

¹² 平成 20 年度からは観光産業学部として拡充強化されている。

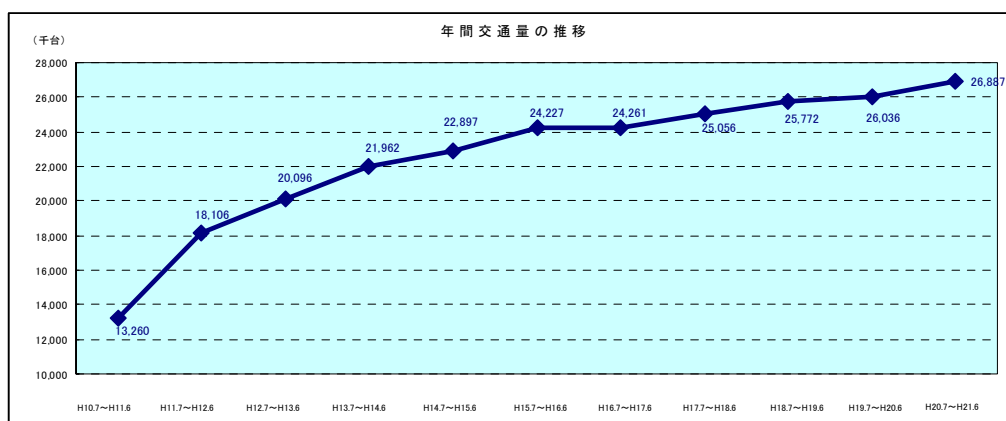
¹³ 航空機燃料税の軽減は、平成 9 年度から実施(3/5に軽減)され、11 年度に拡充(1/2に軽減)、22 年度に拡充(対象に貨物航空機を追加)。航空着陸料及び航空援助施設利用料の軽減は、平成 9 年度から実施(1/6に軽減)。

平成 20 年度的那覇空港における航空機燃料税等の軽減額は、316 億円(航空機燃料税 95 億円、着陸料 102 億円、航空援助施設利用料 119 億円)。

なお、平成 13 年に発生した米国同時多発テロ事件の影響により、平成 14～15 年度に限り、宮古島・石垣島及び久米島と羽田空港との間の直行便について、航空機燃料税の軽減(1/2)を実施。

¹⁴ 沖縄自動車道の特別振興対策事業費等を活用した割引は、平成 22 年 6 月より実施が予定されている高速道路無料化の実施時期まで。

(表 12) 沖縄自動車道の年間交通量の推移



出典：西日本高速道路株式会社沖縄管理事務所

また、沖縄への大型クルーズ船の寄港が本格化した平成 9 年度以降、SARS の影響や、外航大型旅客船の中断等による一時変動はあるものの寄港回数は年平均で 90 回を数え、国内有数寄港地となっている。その一方で、沖縄には大型クルーズ船専用の係留施設が未整備で、貨物船の利用する岸壁を使用するなど、貨客が混在して、安全面等でも問題となっている。そこで、那覇港（21 年 9 月に暫定供用開始）、石垣港、本部港で大型クルーズ船に対応した岸壁の整備が進められている。

(産業間の連携の強化)

産業間の連携強化については、製造業においては食品・工芸など土産品の差別化、競争力強化のため、関係機関の情報共有のための連絡会議や、デザイナーのためのネットワークを設置したほか、OKINAWA 型産業応援ファンド等によるデザイン活用や新商品開発を促進するための事業を実施した。

離島においては、島の資源である産物を有効活用するための関連施設の整備を進めることにより、特産品の製造や加工を実施していくための体制づくりや安定供給を確立し、産業の振興や雇用の確保等を図るための支援を行った。

【課題】

(国際的海洋性リゾート地の形成)

沖縄型特定免税店制度については、よりショッピングの魅力向上に資する制

度とするための制度構築が可能かどうかについて議論が必要である。

観光振興地域制度については、これまでの優遇措置の適用実績¹⁵を踏まえつつ、優遇措置の内容や対象施設も含め、今後のあり方について検討を行う必要がある。

沖縄の観光拠点として魅力のある国営沖縄記念公園（海洋博覧会地区・首里城地区）の整備及び活用を、引き続き推進する必要があるとともに、沖縄の戦跡、歴史、自然及びスポーツ・レクリエーションをコンセプトにした都市公園については、中核的な観光施設として、一層の機能向上が必要である。

沖縄らしい魅力ある空間を創出する植栽等による沿道の緑化にあたっては、コスト意識の徹底や民間との協働の取組等が課題となる。また、街路整備等においては、沖縄県の歴史的・文化的な背景に配慮し、沿道のまちづくりと一体となって、沖縄を訪れる人たちが魅力を感じる空間の整備を進めることが重要である。

さらに、今後の海岸整備にあたっては、質の高い観光・リゾート地形成に向けて、サンゴリーフや海岸植生に代表される自然の防災機能を持つ資源を有効に活用した整備手法について、検討を進めていく必要がある。

沖縄振興開発金融公庫においては、引き続き、国や地方公共団体の観光振興施策を民間投資により推進するよう、多様な資金ニーズに対応した資金供給に努める必要がある。

（国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進）

沖縄県は、「エステティック&スパ」先進地としての評価が浸透しつつあるが、消費者の健康志向が国内外を問わず広がりを見せていることから、今後、生物資源や温暖な気候などの沖縄地域が持つ優位性によりポテンシャルの高いリハビリ、スパ等の総合健康サービス、高度先進医療等を活かし、これを目的とした旅行マーケットの需要に対応することで、沖縄観光の更なる魅力向上に資することが期待される。

体験型プログラムへの参加を増加させるためには、地域住民との交流を深め

¹⁵ 民間施設 10 施設のうち税制優遇措置の適用が 5 施設と低調である理由として、特定の者向けの施設の整備であったこと、政令要件を満たさない販売施設であったこと等が挙げられる。

るための仕組みづくりや魅力あるプログラムを開発・改良し、利用者に地域の良さを理解してもらうことが重要である。また、継続的な運営を確保する観点から、①効率的な周知、②固定客（修学旅行生等）の確保、③リピーターの増加などの課題があげられる。

また、世界遺産の有効活用のためには、各世界遺産と地域の観光資源を結びつけ、ネットワーク化していく必要があるが、地域の受入体制が脆弱なため、世界遺産を含めた観光資源の効果的なツアープログラムの造成が進んでいないことが課題となっている。

(コンベンション・アイランドの形成)

現行計画期間中、コンベンション等の開催件数は増加してきたものの、国が関与する国際会議等については減少傾向にあるなどの課題も残っている。そうした点を踏まえ、積極的な誘致活動を引き続き実施し、会議通訳、企画・運営、サポートサービスやアフターコンベンション等の受入体制の充実等のソフト面、施設整備等のハード面とも更に充実を図る必要がある。

(国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化)

沖縄観光の課題である外国人観光客を増加させ、滞在日数の長期化、一人当たり観光客数の増加に結び付けるためには、平成 20 年時点で年 4 千人程度にとどまっており、高い成長可能性を有する中国をはじめとする東アジアに関して、マーケティングを行った上で各国の事情にあわせた誘客促進策が必要になっており、特に富裕層向けの観光客誘客を促進していく必要がある。また、東アジア以外からも誘客を促進するため、本土経由からの誘客促進につながる旅行メニューの開発、プロモーション（見本市、物産展等）等を行っていくことも重要である。

さらに、外国人誘客活動に併せて、沖縄を訪れる外国人観光客の満足感を高めるための受入体制の整備を図る必要がある。具体的には、観光関連施設や公共交通機関等において表記・表示の多言語化や外国人向け観光モデルの構築を進めるとともに、インターネットによる情報発信や着地時の観光関連情報の提供にあたって円滑に情報収集が可能な体制を整える必要がある。また、地域

限定通訳案内士を活用するなど外国人が自由に沖縄観光を楽しむことができる環境づくりや両替機能の充実、各種カードに対応した支払対応等の体制整備を促進する必要がある。

情報発信については、引き続き IT の活用を強化していくほか、観光客着地時の情報強化（パンフレット利用等）を図り、さらに県外海外事務所等を通じた観光関連の情報発信・収集等にも努める必要がある。

質の高い観光を提供できる人材の育成については、依然として、「観光コア人材」といわれるリーダー層の不足や観光関連産業の就職先としての低い評価などが指摘されている中で、県内における観光産業のさらなるイメージアップや、観光人材のロールモデルの実績把握、観光産業従事者のステータス向上等に取り組み、観光関連産業に優秀な人材を集めることが課題となっている。

また、近年の旅行形態が自然景勝地や観光施設を巡る周遊型観光から、体験や滞在を目的とした個人型旅行へと変化し、ニーズも多様化している中、沖縄独特の歴史・文化・芸能を魅力的な観光資源として再評価し、積極的に活用していくことが急務となっている。

那覇空港へのアクセスについては、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路の未供用区間の整備等により、広域的な道路ネットワークの早期の概成化を図るとともに、喜舎場スマートインターチェンジのフル化、他のスマートインターチェンジの設置検討や、那覇空港へ直結するモノレールの更なる有効活用方策であるモノレールの区間延長による沖縄自動車道との連結強化等が必要である。また、共通乗車船券制度については、導入例がなく、制度のあり方も含め、検討の必要がある。

(産業間の連携の強化)

土産品市場のターゲットに的確に対応するためには、県外、特に首都圏で活躍しているデザイナー、バイヤーなどを通して、市場の動向を定期的に取り込む仕組みづくりが必要である。また、離島においては、加工施設等の整備が進んでいる中で、原材料の確保や特産品開発の研究、販路開拓に取り組むとともに、それらの担い手となる人材の育成・確保が必要となる。

② 情報通信関連産業の集積

情報通信関連産業は、大消費地や原料供給地から離れ、島しょ県である沖縄において、こうした問題の影響を受けにくく、これからの沖縄のリーディング産業として期待されている分野であり、実際、現行計画期間においても情報通信産業振興地域を活用した関連企業の沖縄への進出が進み、多くの雇用を創出するなどの成果を上げている。

しかしながら、雇用の多くは、コールセンターによるものが多いことから、今後はソフトウェアやコンテンツ開発などの支援を行うなど、高付加価値化とそれを支える人材育成が課題となってきた。このため、内閣府では沖縄 IT 津梁パーク構想をとりまとめ、後期展望において振興計画の中に位置づけることにより、情報通信関連産業の高度化に取り組み始めている。

(表 13) 情報通信関連産業関係の指標の状況

	平成 12 年度	実績 (年度)	目標 (平成 23 年度)
生産額	1,391 億円	2,252 億円 (H18)	3,900 億円
雇用者数	8,600 人	23,297 人 (H20)	33,700 人
県外からの企業誘致数	54 社	196 社 (H20)	200 社

出典：沖縄県調べより作成

※1 目標は、第3次情報通信産業振興計画(沖縄県策定)の目標値。

※2 生産額の目標値は、第3次計画策定時に当初設定の3,590億円から引き上げ。

※3 雇用者数の目標値は、第3次計画策定時に当初設定の22,400人から引き上げ。

個々の取組の現状と課題については、以下のとおりである。

【現状と実績】

(情報通信関連産業の立地促進)

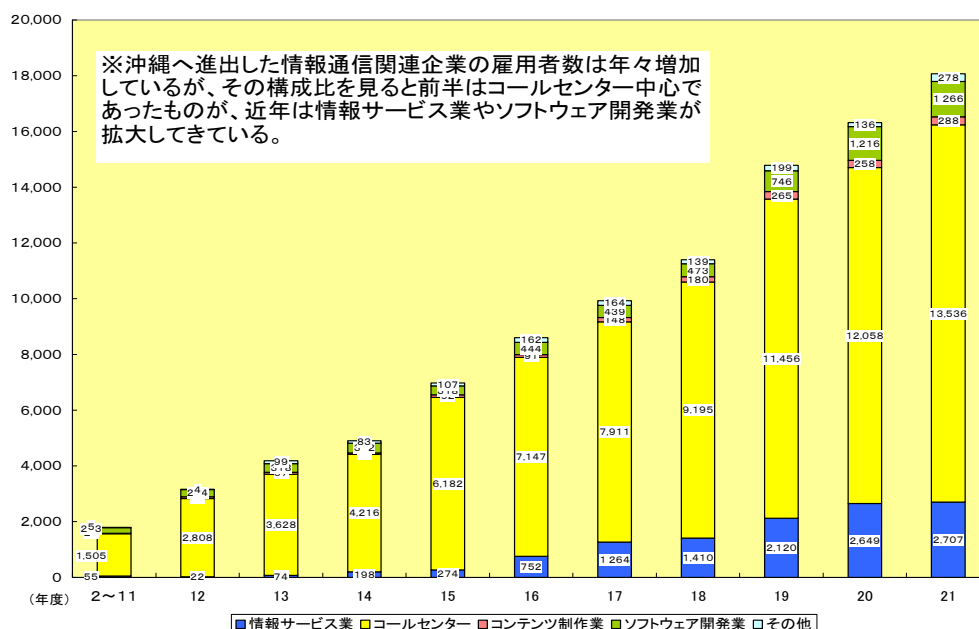
沖縄振興特別措置法に定められた情報通信産業振興地域については、現在 24 地域が指定されており、税制優遇措置のもと、関連企業の進出が進んでいる。他方、情報通信産業振興特別地区制度については、現在、2 地区が指定されているものの、優遇措置については、制度上の要件である従業員数の制限（10 人以上）や業種の制限（IX、ISP、データセンター）等により、活用がされて

いない状況にある。

情報通信関連産業の集積を図るために必要なインキュベーション施設等の整備については、高度ソフトウェア開発等の新しい情報通信産業の拠点となり、かつ、アジアとの津梁機能及び高度な人材育成の機能等を備える IT 津梁パーク（うるま市）の中核施設の整備が国の支援のもと、進められているほか、既存の建造物を改修することにより、低廉なコストで先進的な IT 環境を備えるインキュベート施設の整備や、本島北部圏域で、北部振興事業を活用した IT 事業者用施設整備など、国・県・市町村によって施設整備を行われ、その活用も進んでいる。また、沖縄県による GIX 活用実証事業や通信コスト低減化支援事業も利用されている。

こうした取組の結果、コールセンターを中心に企業の進出が進んでおり、沖縄県によると、累計で 202 の進出企業が約 18,000 人の雇用を創出している。また、統計的に見ても、情報通信関連の生産額は平成 18 年度で 2,252 億円/年と現行計画開始時の 1,391 億円/年と比較して、大幅に増加している。

(表 14) 沖縄へ進出した情報通信関連企業による雇用者数の推移



出典：沖縄県資料（平成 22 年 1 月 1 日現在）

情報通信関連産業の業態別に見れば、付加価値の高いソフトウェア開発分野、コンテンツ制作分野では若干遅れて成長が進んでいる。現在、独自開発力のある企業や映像技術を持つ企業等の集積が進み始めた段階である。経済産業省のOKINAWA型産業振興プロジェクトを活用して、インキュベーションマネージャーを配置し、勉強会の開催や相互のビジネスマッチングを行なうとともに、業務を共同で請け負うための共同出資会社を設立するなど連携が拡大しつつある。平成21年度からのソフトウェア信頼性確保支援事業では、県内企業に対して近年重視される信頼性の評価（情報セキュリティ対策、適正な開発体制等）を客観的に高め、首都圏等からの付加価値の高い開発案件の獲得を目指している。具体的には、顧客個人情報等の情報セキュリティ確保を証明するISMS¹⁶及びPマーク¹⁷、ソフトウェアの品質や生産性確保を証明するCMMI¹⁸の認証取得の支援や啓蒙活動等を行い、県内企業の客観的信頼性が確保されつつある。県内へのソフトウェア開発企業の誘致が一定程度進んだ時点でのタイムリーな施策であるが、これが実際に各社の自発的なビジネスとして結実するには未だ時間が不足している。

（人材の育成・確保と研究開発の促進）

国の支援によりIT高度人材育成事業（平成15～18年度）や情報産業核人材育成支援事業（平成19年度～）等を積極的に行っている。近年の人材育成では、より沖縄の情報通信関連産業で実際に勤務することを想定し、現実の事業に触れながら、高度ITエンジニアからプロジェクト・マネージャー、ブリッジSE、コンサルタント等に至るまで、情報産業を支える幅広い人材需要に対応した育成を行うなど目的指向型のものに進化させてきた。業務の受注を前提とした教育・研修であるため、受講者のモチベーションも高く、業務の中心となる人材の育成につながっている。育成人数は、平成13年度からの累計で、4,812人（平成20年度）となっている（23年度目標6,000人）。

¹⁶ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）：国際的に整合のとれた情報セキュリティマネジメントに対する第三者適合性評価制度

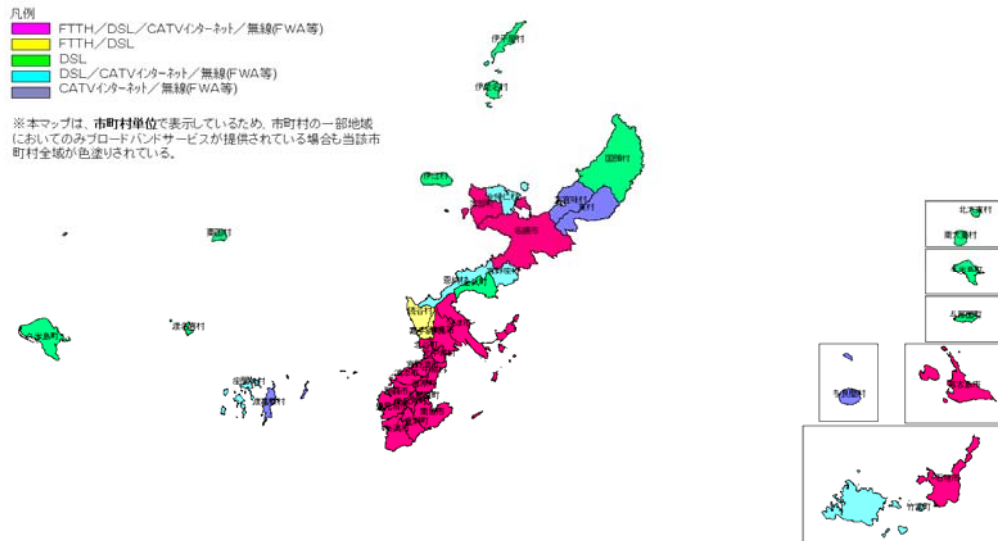
¹⁷ Pマーク（プライバシーマーク）：個人情報について適切な保護措置を講じている事業者等の認定制度

¹⁸ CMMI（能力成熟度モデル統合）：ソフトウェア開発を中心としたプロセスの成熟度を評価するための指標

(情報通信基盤の整備、産業における情報化の促進)

沖縄県は離島が多いこと等により、高速・大容量のブロードバンド環境・放送環境を整備するためのコストが大きな問題となっている。民間事業者のみによる整備が期待できないことから、国による支援が不可欠であり、実際に、離島ブロードバンド環境整備事業や南北大東地区における海底光ケーブル整備事業や地上デジタルテレビ放送中継局整備事業等を進めている。また、北部地域においては、北部広域ネットワーク整備事業を活用し、ブロードバンド環境等を整備してきた。こうした努力の結果、情報通信基盤については他県なみに整備が進められてきたと言える。

(表 15) 沖縄県ブロードバンドマップ (平成 22 年 4 月現在)



出典：総務省沖縄総合通信事務所提供

また、事業者等への支援策として、国のユニバーサルサービス制度により条件不利地域の電話回線事業者に対する支援や、回線利用する事業者に対して通信コスト低減化支援事業等が行われた。さらに、県内の地上アナログ放送受信者の地上デジタル放送への移行を控え、地域格差等を是正する観点から地上デジタル放送受信のための支援事業も行われ、地上デジタル放送を通じた情報サービスの基盤整備が進められている。

その他、県内自治体や産業分野においても、国の支援により沖縄文化発信のためのデジタルアーカイブ事業を行っているほか、多言語対応したホームペー

ジ等により観光情報や県産品の情報発信、また市町村等による健康増進事業や、新たなブロードバンド配信サービスの実証事業、交通機関の位置情報把握・連絡体制構築など、IT を活用した取組が進められてきている。

【課題】

(情報通信関連産業の立地促進)

情報通信産業振興地域制度や通信コスト低減化支援事業については、県内の多くの IT 企業が活用している一方で、情報通信産業特別地区制度については、使い勝手が悪い（特区内での法人の新設や従業員数等の条件）という指摘があり、また、情報通信産業振興地域制度についても、今後沖縄でさらに多くの情報通信関連企業が高度なソフトウェア開発を行うようになることが期待されていることから、これら両地域制度による支援策のあり方の見直しを検討する必要がある。

沖縄 IT 津梁パークについては、より集積の効果を高めていくためには、進出企業間の交流を促進するための中核になる組織が必要であり、その形態の検討と関係者の同意取り付けが急務である。また、公共サービス等の分野で新たな事業を創出し、それを契機として沖縄における情報システムやサービスに対する内需を拡大させ、情報産業進出のインセンティブや企業経営基盤の安定化、技術力向上を図る必要がある。既に行っている企業の客観的信頼性の確保も非常に有効な施策であり、その徹底的な実施が必要である。

また、沖縄の情報通信産業は、雇用者数で見れば依然、コールセンター等の労働集約型産業が中心であり、その高付加価値化が課題となっており、今後はコールセンター機能の高度化やプロモーション活動等により、人材の流動化を高め、働きながら将来のキャリアパスを構築していくことを可能にしたり、主体的なサービスの提供をすることのできる環境を構築していくことが必要である。

さらに、デジタル映像コンテンツ等の作成技術・設備等は現行計画期間中に大量に沖縄に配備し、企業も CM やゲーム画像製作などを行っているが、未だ下請け的な業務が多い。例えば沖縄の企業が主体的に開発したソフトウェアや、沖縄文化など沖縄独自のコンテンツ材料を用いたコンテンツを発信できるよ

う、デジタルコンテンツのコンペ等を開催して育成支援すること等が考えられる。

(人材の育成・確保と研究開発の促進)

今日、例えば iPhone アプリ等のロングテール型¹⁹のビジネスが活発化しており、それまでの実績や販路の有無に拘わらず、個別の製品の機能がいかに良いかで競争できるなど、情報通信関連産業のビジネスそのものがパラダイムシフトを起こしている。沖縄の情報通信関連産業はこの変化を的確に認識し、必要な技術力を備え、ソフトウェアビジネスに取り組んでいく必要がある。

また、これまでの沖縄の情報通信産業は、下請け的な業務が中心であり、県外・海外から積極的に沖縄へ開発案件を受注できる体制作りや、沖縄企業の高付加価値化等を実現するための人材が不足している。今後、これまでの技術者の育成に加え、県外の企業が必要とする人材の供給も視野に入れながら、アジアを中心とした新規市場へのマーケティングを行うことのできる人材研修ノウハウの蓄積や、沖縄が積極的にソフト開発案件を受注しうる体制作りのため、ソフトウェア企業群のクラスター形成、プロモーション人材育成のための支援策等が課題となっている。

(情報通信基盤の整備、産業における情報化の促進)

国等の支援策により、他県並のブロードバンド環境が整備されてきたところではあるが、急速な情報通信技術の発達や IT 利活用の促進が進む中で、県内住民や企業が不利とならないよう、引き続き、需要に応じた整備を行っていく必要がある。

今後は、企業が市場規模の急速に拡大するアジア市場へ進出する拠点として、容量、セキュリティ、サービスの国際性などに配慮したものとする必要がある。また、行政・公共サービス等の分野では、個人情報等の情報セキュリティ対策を徹底しつつ、デジタルサイネージ²⁰技術（観光・防災分野等）や遠隔技術（医

¹⁹ ロングテール型：個々では大きな売り上げが望めない商品であっても、流通コストを下げることでビジネスモデルにしていくやり方。

²⁰ デジタルサイネージ (Digital Signage)：表示と通信にデジタル技術を活用し、平面ディスプレイなどに映像や情報を表示する電子看板

療・教育分野等) のような IT の強みを生かしていくため、県内の情報通信基盤の高度化を行っていくとともに、積極的なクラウド基盤の活用等により、県・市町村及び企業が官民共同で新たな公共サービスを創出していくことが必要である。

また、これまで整備されてきた情報通信基盤について、特に離島への海底ケーブル等について耐用年数を超えて経年劣化が進んでいるものがあること、また、情報通信技術の高度化やその利活用が進むことによる需要増に対応する必要があることから、その更新についても検討する必要がある。

③ 亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興

農林水産業については、地域特性を生かしさとうきび、熱帯果樹、冬春期野菜、花き、肉用牛の生産が展開されており、農業用ハウス等生産施設の整備、地下ダム等の生産基盤の整備、特殊病害虫の根絶に向けた取組等を実施している。

農業産出額については、平成12年度と比較し、微増の930億円（19年度）となっており、主な内訳は畜産が371億円、さとうきびが181億円、花きが130億円となっている。他方、林業粗生産額、漁業生産額は、ともに現行計画開始時と比較し、減少している。このように、農林水産業全体では、沖縄県が定めた目標値の達成は困難な状況にあるが、農林水産業を取り巻く環境が変化する中、ブランド化の推進や担い手の育成・確保、地産地消の推進、さとうきび・製糖業の経営安定化・体質強化、資源管理型漁業の推進等が課題である。

(表16) 農林水産業関係の指標の状況

	平成12年度	実績(平成19年度)	目標(平成23年度)
農業産出額	902億円	930億円	1,300億円
林業粗生産額	9億円	8億円	12億円
漁業生産額	201億円	188億円	290億円

※1 目標は第3次農林水産業振興計画（沖縄県策定）の目標値

個々の取組の現状と課題については、以下のとおりである。

【現状と実績】

(おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化)

沖縄の農畜産物のブランドの確立を図るため、ゴーヤー、さやいんげん等の野菜、マンゴー、パインアップル、パパイヤ等の果樹、きくを中心とした花き、肉用牛、豚等の畜産等の生産・流通基盤の整備を図ってきたことにより、各地に産地の形成が図られブランドの確立が進んできた。

ゴーヤー、マンゴー、きく等の園芸品目については、被害防止施設等の整備

が図られ、生産量、産出額ともに増加している一方で、定時・定量・定品質のための生産出荷体制が十分に整っていないため、本土市場における県外産との産地競争では、その優位性が十分に発揮できていない面がある。

肉用牛については、優良種雄牛の造成、人工授精や優良雌牛の導入、草地造成の推進により子牛の生産を拡大するとともに県産ブランド牛の生産にも取り組んでおり、沖縄農業における重要な品目に成長している。

養豚については、混住化の進展による環境問題等により飼育頭数が減少傾向にあるが、沖縄在来豚である「アグー」を活用したアグーブランド豚等新たなブランド豚づくりの取組が見られる。

さとうきびについては、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等により生産が低下していたことから、平成 17 年度から「さとうきび増産プロジェクト」の取組により、17 年産の 67 万 9 千 t から 20 年産は 88 万 2 千 t となり、その成果は着実に上がっている。

特用林産物についてはこれまで県外移入に依存していたえのきだけ及びぶなしめじの生産施設が整備されたことにより県内消費量の 6 割以上を供給している。

水産物では、もずく、くるまえびについて産地の形成が図られたことによりブランド化が進展し、海面養殖業は海面漁業を上回る生産量となっているが、もずくについては需要の低迷による価格下落から生産調整が行われている。

(流通・販売・加工対策の強化)

大消費地から遠隔に位置し、島しょ地域という輸送上の不利性を克服するため、青果物卸売市場の機能強化、家畜市場、食肉流通センター、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設、木材処理加工施設等の整備を進めている。また、離島や北部地域では、らっきょうやぶなしめじ等地域の素材を活用した特産品づくりや、それを安定的に供給する加工施設の整備などを進めている。なお、各地における地産地消の取組に対する支援として農林水産物の直売所等の整備を図っている。

また、水産業における小規模市場の事業統合等効率的な流通体制の構築が図られている。

一方、さとうきびの総合利用を促進するため、平成 15 年度に粟国村に実証プラントを設置するなどし、含みつ糖等を分離・抽出して製品化に向けて実証を行い、さらに、19 年度以降は、中間製品を活用した新たな製品開発・販売を展開し、新規産業・雇用の可能性が検討されている。他方、伊江島、宮古島では、さとうきびをバイオ燃料として利用する実証実験を進めている。

含みつ糖企業の経営体質強化に向けた取組については、毎年 7 億円前後の事業費を投じ、含みつ糖製造業者の経営安定を図るための取組や、事業協同組合が行う経営体質の強化に向けた取組や助成措置を行ってきた。

含みつ糖企業についても気象災害等の影響緩和対策等に対し毎年 13 億円程度の事業費を投入し体質の強化を図っている。

(担い手の育成と農林水産技術の開発・普及)

農業における担い手の育成のうち新規就農者の確保については、青年者層を中心に農業体験学習活動の推進、就農希望者の研修受入、普及組織における経営技術・生産技術の向上のための支援等が取り組まれてきた結果、青年者層における新規就農者数は平成 13 年の 60 人から平成 20 年には 103 人に増加している。

一方、認定農業者²¹については、各種補助事業や融資の集中化・重点化等を図ってきた結果、農業経営改善計画の認定数は、さとうきび、野菜、肉用牛経営を中心に増加傾向で推移し、平成 13 年度の 721 経営体から平成 20 年度には、1,931 経営体となっているが、計画認定の有効期間終了に係る再認定率は 31.9%と依然低い状況にある。

漁業就業者数については、「水産業改良事業交付金」を活用した指導助言と、技術及び知識の普及等を通じて、毎年 100 人～170 人程度の新規就業者を育成しているが、全体として、年々減少し、平成 20 年には 3,929 人となっており、高齢化も進展している。

農業生産法人については、平成 13 年の 225 法人から平成 21 年には 371 法人に増加している。また、基幹作物であるさとうきび等の土地利用型作物を経営

²¹ 経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を市町村が認定する仕組み。国の支援策は認定農業者に対して重点的に行われる。

する農業生産法人の育成が課題となっているが、58 法人が設立されている。

農業協同組合については、平成 14 年の県下一円を地区とする沖縄県農業協同組合の発足により、経営管理体制が強化されるとともに、経営の健全性を示す自己資本比率が向上している。

一方、漁業協同組合については、各漁協の経営状況の悪化や漁業権管理の問題等から合併への取組は進展していない。農業共済事業²²の拡充強化については、県、市町村及び農業共済団体においては、共済掛金の助成、負担能力に応じて加入できるよう選択を拡大するなど、市町村等の関係機関と連携し農業共済制度への加入推進に取り組んでいる中で、戸別所得補償モデル事業の対応のため米農家の加入が増加しているが、他の共済事業の加入状況は依然として低迷している。農林漁業金融については、経営改善や生産力の増大等に寄与しているものの、近年、貸付実績は漸減傾向にある。

農林水産技術の開発・普及については、産学官の連携により、パインアップル等の新品種の育成や超早場米生産に適合した水稻品種の選定、地域特産家畜の改良増殖、森林資源の保護・活用、サンゴ礁海域の特性を生かした水産物の養殖技術等、高品質・安定生産技術の開発・普及を推進している。また、国において、バイオマスタウン構想推進に向けた取組を支援しており、現在、伊江村、宮古島市、うるま市において事業実施中であるほか、昨今の飼料価格の上昇を踏まえ、泡盛粕、豆腐粕（おから）等の未利用資源の飼料化利用に向けた調査や実証試験を行っている。

農業技術情報センターにおいては、農業技術に関する文献の収集及び整備や各地区農業改良普及センターにおける農家等へ農業技術情報提供するため各種情報機器の整備を行い、技術情報提供システムの強化が図られている。

県が行う農林水産技術の開発・普及を円滑に進めるため、亜熱帯農林水産業の技術開発拠点である農業研究センター等の研究機関について、ほ場、施設、研究機器等の整備を行った。また、沖縄県において、台湾をはじめとするアジア・太平洋地域等との農林水産技術の交流の取組を行ってきた。

²² 農業共済事業は、沖縄県農業共済組合連合会と 4 郡農業共済組合があり、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済などを実施している。

(亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備)

農業生産基盤整備については、復帰以降、国営土地改良事業 8 地区（実施中 2 地区含む。平成 21 年度現在）をはじめ、補助土地改良事業により地域特性に応じ、地下ダム等の水源整備、ほ場整備等を実施し、効率的なほ場で安定的な農業用水の供給が可能となり、幹線道路、末端農道が整備された畑の整備率は 86.3%（平成 18 年 3 月時点）となった。こうした整備により、農家の労働時間の短縮、単収の増加、品質の向上等が図られ、農家所得の向上や農家経営の安定化に寄与している。

森林²³の計画的な整備・保全については、各種造林関係施策の実施により、平成 14 年度から 20 年度までに 346ha を造林し、47km の林道整備、改修を行う等森林資源の内容は徐々に充実してきているが、長期にわたる木材価格の低迷等を背景とした経営意欲の減退等により、手入れが不十分となっている森林が見受けられる。また、森林の整備・保全に当たっては、環境調査や環境保全対策を行って、周辺生態系に配慮した事業実施を行っている。

海岸防災林については、海岸浸食や台風、季節風等から、農作物や農地等を守るため、平成 14 年度から 20 年度までに 35ha の防災林造成及び 784m の防潮護岸の整備を行った。

漁場整備では沈設魚礁の整備により、定着性魚類（ハタ類）、浮魚礁の整備により回遊魚類（かつお、まぐろ）の生産性を高めている。漁港整備では、防波堤、護岸の整備により、漁船の安定係留を図り、陸揚岸壁の整備や耐震化工事により、安全で効率的な陸揚げ作業を可能としている。また、プレジャーボートによる漁港利用に伴うトラブルの多発に対し、フィッシャリーナの整備により、共存を図っている。

(環境と調和した農林水産業の推進)

海域も含めた環境保全が注目される中、農地からの赤土等（耕土）の流出が課題となっており、沈砂池の設置等の対策のほか、抜本的な対策として農地の勾配を緩くする対策を実施（ほ場整備）している。他方、ほ場整備の予定がな

²³ 沖縄の森林は、県土面積に占める森林の割合は 46%と全国の 67%に比べて低い水準にある。森林面積は 105 千 ha で、所有形態別にみると、国有林 30%（31 千 ha）、民有林 70%（74 千 ha）となっている。

い地域においては水質保全対策事業（耕土流出防止型）により同様の赤土流出防止対策を実施している。さらに、これらの対策地域では前述の土木的対策と営農によるマルチング、グリーンベルト設置等のソフト対策の連携に農家をはじめ地域住民も一緒に取り組んでおり、こうした取組の結果、貴重な耕土を保全し、安定的な農業生産を維持するとともに沖縄の海域環境への影響を抑制することで、漁業環境の保全、サンゴ等の生育環境の保全に寄与し、海辺の景観の保全に繋がっている。

また、環境と調和した資源循環型農業を促進する観点から、地力増進法の地力増進指定地域及び準ずる地域において、不良土壌の改善を図るため心土肥培の実施や地力増進の観点から緑肥作物の推進事業を実施し、平成14年から17年までに土層改良69ha、緑肥推進の実証ほ設置843haを行ったが、税源移譲に伴い、18年からはソフト事業（緑肥事業）については、県単独事業へ移行され、現在に至っている。

温暖な気候、地理的な特性から病害虫が侵入、多発しやすいことから過去に根絶したミバエ類の再侵入の防止、イモゾウムシ等の根絶を目指した不妊虫放飼等環境負荷の低い防除対策の推進に取り組んでいる。

【課題】

（おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化）

農畜産物のブランドの確立を図るためには、台風、干ばつ等の気象災害、市場の動向による価格変動、外国産、本土産の農畜産物との競合等から厳しい状況にある作目も少なくないことから、安定的な生産を図るため低コスト耐候性ハウスの導入等生産施設の整備を図るとともに、かんがい施設等の生産基盤整備を進め、更に、品質の高位化、生産組織の強化を図る等地域としての産地の拡大を図ることにより確固たるブランドの確立を構築する必要がある。

特に、ゴーヤー、マンゴーについては、定時・定量・定品質による共同選果・出荷体制の整備を図るため施設整備の推進、技術指導の徹底等により生産の拡大により産地の体制強化を図っていく必要がある。

肉用牛については、高品質な子牛を安定供給するため、優良種畜の導入・育成技術の向上、良質な自給粗飼料の確保を図るとともに、肥育牛のブランド化

を進めていく必要がある。

養豚については、経営規模の拡大や生産コストの低減、優良畜種の導入を図り、高品質な沖縄ブランド豚の生産に引き続き取り組む必要がある。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜疾病の侵入やまん延を防止するため、家畜の衛生管理を強化するほか、環境対策にも引き続き取り組んでいく必要がある。

基幹作物であるさとうきびについては、引き続き「さとうきび増産プロジェクト」に取り組んでいく必要がある。なお、沖縄本島地域においては、耕作放棄地等を活用した農地の集団化による規模の拡大とともに、生産法人を含めた担い手の育成、機械化の促進等を図る必要がある。また、離島においては、防風・防潮林の整備やかんがい施設等の整備や機械化の促進、早期高糖性品種を活用した春植、株出の拡大、土壌害虫に有効な薬剤の投入等を推進し、収穫面積の拡大を図る必要がある。さらに、農家経営においても、農家所得の確保の観点から経営複合化の推進や輪作・間作体系の確立が必要となっている。

もずくやくるまえび等海面養殖については、安定的な生産、計画的な出荷のため、良質な種苗の供給、漁業者に対する技術指導や魚病防除体制の整備の推進、養殖施設や集出荷・加工施設の整備を図っていく必要がある。なお、もずくについては、新たな需要の掘り起こし、付加価値の高い加工品開発に取り組む必要がある。また、水産資源が減少している近海魚介類については、資源管理型漁業の取組を関係機関の連携の下、推進していく必要がある。

(流通・販売・加工対策の強化)

今後も農林水産物流通の効率化を図るため、中央卸売市場等流通施設の整備強化を推進するとともに、流通過程での鮮度保持技術の開発、施設整備に取り組む必要がある。また、流通コストの低減を図るため、船舶と鉄道等を利用した輸送ルートを開拓するとともに、生産・出荷・輸送情報等の一元化による効率的な流通システムの確立及び、農商工連携の取組、物づくりから流通にわたりマネジメントの出来る人づくりに取り組む必要がある。

ゴーヤー、マンゴー等については、品質の保持のため収穫から消費に至るまでの温度管理の徹底を図る必要がある。

畜産物については、安全を確保するため BSE 等に対応した食肉処理施設の整備を推進するとともに、繁殖牛の増頭に対応した家畜市場の整備に取り組む必要がある。

さとうきびの総合利用については、今後、CSS 技術²⁴の本格的活用時における原料確保が課題となる。バイオエタノールについては、原料の確保、製造コスト高、施設整備投資等の課題がありバイオ燃料製造に対する新しい支援制度について議論が必要である。

林業については、えのきだけ、ぶなしめじ以外の特用林産物の生産・出荷の組織化を図る必要がある。

なお、近年の消費者の安全・安心に対する関心の高まりに対応するため、産地市場、加工施設等における HACCP²⁵手法の導入等、生産から加工・流通に係る一貫した衛生管理体制の整備が必要である。

(担い手の育成と農林水産技術の開発・普及)

農業における担い手の育成については、新規就農した青年農業者を担い手に導くために、技術的な支援、資金の融通等を長期的に推進していく必要がある。

認定農業者については、新規認定及び再認定に向けた取組とともに、認定農業者への農地の利用集積による農業所得の向上等、認定農業者がメリットを感じられるような施策を集中的・重点的に実施していく必要がある。

農地の集積、経営規模の拡大については、「農地利用集積円滑化事業」等の積極的な活用を図るなど、効率的な農業経営を営むための面的集積の推進が課題となっている。

農業生産法人については、基幹作物であるさとうきび作経営の法人化及び経営基盤の強化を図るため、今後とも農業生産法人に対する生産施設等の整備や農地の利用集積等に取り組んでいく必要がある。

農業協同組合については、引き続き経営管理体制及び財政基盤の強化に取り組むとともに、農家に対する技術・経営指導体制の充実強化を図っていく必要

²⁴ ケーンセパレーションシステム。さとうきびを、表皮繊維、内部柔組織及び表皮脂質とに分離することにより、それぞれの分の有効利用を可能とする機械設備。

²⁵ Hazard Analysis Critical Control Point の略。食品の原料の受入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

がある。

農林漁業金融については、政策金融機関等の積極的活用、利用者の利便性の向上、制度の普及・広報などを図っていく必要がある。

農林水産技術の開発については、市場競争力や生産体制を強化するための農林水産物の安定的生産技術の確立・普及を推進する必要がある。また、未利用資源の研究開発については、広域的なバイオマスの利活用やバイオマス利活用企業の誘致、新産業の創出などが課題となっている。

技術情報提供システムの強化については各地域農業改良普及センターの情報機器の計画的な更新が必要である。

アジア・太平洋地域等との農林水産技術の交流については、予算面の制約から、事業が縮小される中で、今後の取組のあり方について、議論の必要がある。

(亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備)

農業生産基盤については、未整備地域における整備を推進するとともに、これまでに整備された農業用水利施設の長寿命化に向けた施設管理と維持管理費の負担を軽減することが課題になっている。

森林については、貴重な動植物が生息しており、保全と資源の利活用の両立が重要な課題となっている。また、本島中南部地域の都市近郊の私有林では、造林意欲が低く、森林造成が遅れていることから、その機能に配慮した森林整備が課題となっている。

漁港施設では、本土復帰前に整備された護岸等及び復帰後整備され 30 年以上が経つ防波堤・岸壁等において、施設の老朽化や機能低下が見られることから、機能診断（老朽度診断）を実施し、適切な補修等を行い、長寿命化を図る必要がある。また、漁業者の経営コストの低減を図るため、効率的な海域での浮魚礁の設置が必要である。

(環境と調和した農林水産業の推進)

不良土壌の改善や緑肥作物のすき込み、たい肥の施用等により地力の向上、赤土流出防止の効果を上げてきたが、これらの効果には一定期間の限りがあり、

継続的に取り組む必要がある。また、たい肥の施用は、労働力の減少、高齢化、耕種と畜種の分離等により減少しており、地力の低下が懸念されていることから、耕地連携によるたい肥原料の確保、良質なたい肥生産、供給体制の確立等を推進する必要がある。

病虫害対策については、ミバエ種の外国からの再侵入に対し、植物防疫体制の強化に加え、引き続き不妊虫放飼等の取組が必要である。

また、イモゾウムシに対する根絶手法の確立を早急に図る必要がある。

県産材については、これまで、チップ材や矢板・土木用仮設資材等として用いられてきたが、原木の量的確保が困難なことからロット単位での大量生産は厳しく、また、県産木製品に比べて、県外や国外からの安価な製品等のシェアは依然として高い。オガ粉の原料となる木屑は、組合員の協力により十分確保できているが、引き続き原料の安定確保に取り組む必要がある。